

令和5年度 愛媛県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修 開催要項

1 目的

この研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）・児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」とする）の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体 一般社団法人愛媛県社会福祉士会

3 日程・場所・定員（講義及び演習：全2日間）

	期 日	定 員	会 場
第1回	令和5年 7月22日（土）～23日（日）	130名程度	アイテムえひめ 1階 小展示場

※今回の開催とは別に、令和6年1月～3月頃に同じ研修カリキュラムで3回実施する予定です。そちらの申し込みについては11月末頃からとなります。

4 受講対象者

次の（1）及び（2）のいずれも満たす者

- （1）サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として現在従事しているか、今後従事予定である者
- （2）平成30年度までにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修および相談支援従事者初任者研修（2日課程）または相談支援従事者初任者研修（5日課程）を修了している者

※事業所所在地・受講者の住所等が愛媛県外の方でもお申し込みは可能ですが、定員を超過してお申し込みがあった場合は、愛媛県内の方を優先して受講決定させていただきますのでご了承下さい。

5 研修カリキュラム及び講師 … 別紙参照

6 受講料

- （1）受講料 15,000円（資料代を含む。）受講日当日、受付でお支払いください。
- （2）受講料の返還
納入された受講料は、原則返還しません。また、9（2）により修了証書を交付しない場合においても返還しないものとします。

7 受講申込手続

- （1）申込受付期間 令和5年5月22日（月）～**6月20日（火）**
郵便の場合は6/20必着、メールの方は6/20（火）23:59受信分まで有効

（2）申込方法

下記のものを11の申し込み先まで郵送またはメールでご提出ください。

※FAXでのお申し込みはできませんのでご注意ください

- * 受講申込書…必要事項をご記入ください
 - * サービス管理責任者研修または、児童発達支援管理責任者研修の修了証書の写し
 - * 相談支援従事者初任者研修の2日課程の受講証明書の写し、または相談支援従事者初任者研修の5日課程・7日課程の修了証書の写し
- ※受講にあたって合理的配慮が必要な場合は、申込書とは別に「障がいのある受講者の合理的配慮の申出書」をご提出ください

(3) 受講者の決定及び通知

募集期間終了後、令和5年6月30日（金）までに受講の可否を書面で通知します。万が一期日を過ぎても通知が届かない場合は、お手数ですが事務局までご照会ください。

8 事前課題について

本研修では受講決定された方全員に事前課題を提出していただきます。課題の内容や提出方法等については、受講決定通知書に同封します。

9 研修修了の認定・修了証書交付

- (1) 研修全課程を修了した者には、修了証書を交付します。
- (2) 研修期間中は、講師・ファシリテーター・事務局スタッフ等が随時、受講の確認をいたします。15分以上の遅刻・中座・早退があった場合は欠席とみなされ、修了証書は交付されません。
- (3) 愛媛県社会福祉士会は研修を修了した者についての名簿を作成し愛媛県に報告するものとします。

10 その他

- (1) 個人情報の取扱いについて…研修開催により本会が知り得た個人情報は、適正に管理し、他の目的には使用しません。なお、受講者間の連携と交流を図る目的で、受講者氏名及び所属事業所を掲載した名簿を作成し、グループ内で配布する等研修会内で共有いたします。ご都合が悪い場合には予めお申し出ください。
- (2) 受講申込書等に虚偽の記載があった場合には、受講を取り消す場合がございます。
- (3) 受講決定後、受講を無断でキャンセルされた方（事業所）は、以降の受講をお断りします。

11 お問い合わせ先・お申込み先

申込期間中はお電話が混み合うことが予想されますので、メールでのお問い合わせにご協力ください。

一般社団法人 愛媛県社会福祉士会 事務局
〒790-0966 松山市立花一丁目9番12号 アジア店装ビル301-A
TEL (089) 948-8031 / FAX (089) 948-8032
メール eacsw@mbr.nifty.com